

延岡市森林経営管理制度推進方針

令和 3 年 2 月

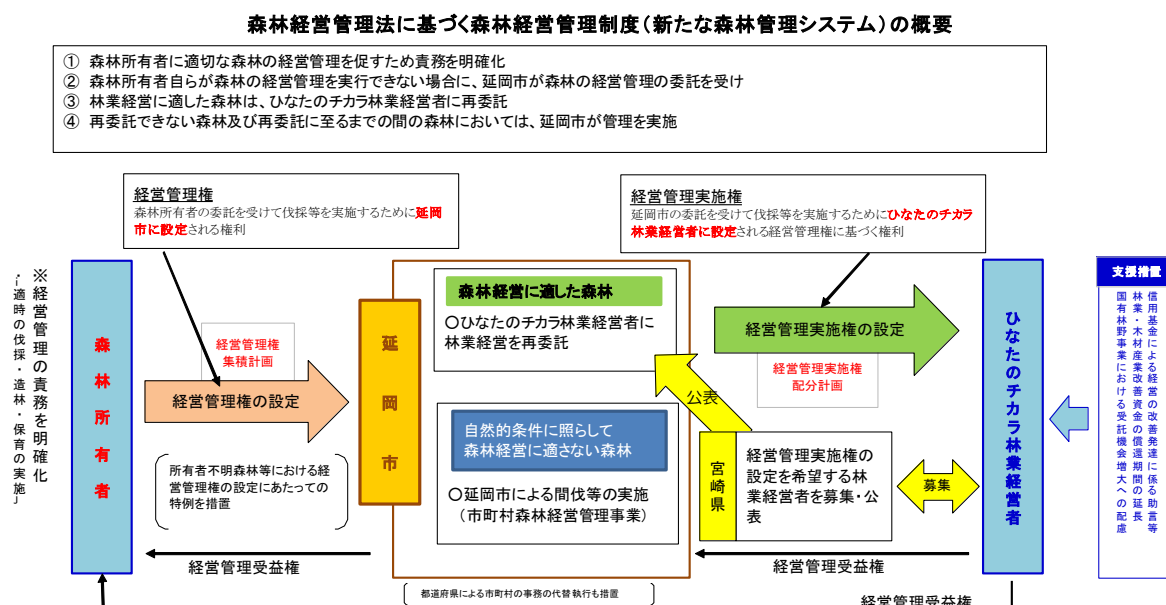
延岡市

1 策定の趣旨

市では、平成31年4月1日から開始された森林経営管理制度の円滑な推進及び森林環境譲与税の効果的な運用を図るため、市の推進方法を明確にし、制度の進め方に関する基本的な方針を定める。

2 背景

森林経営管理制度とは、森林所有者が経営管理を行うことができない場合に、市が経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林は、ひなたのチカラ林業経営者（意欲と能力のある林業経営者）に再委託し、林業経営に適さない森林は市が自ら経営管理することで、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を一体的に促進するものである。



また、平成31年4月1日から森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、森林の経営管理に必要な施策に要する経費に充てることができるとされている。

3 森林資源の現況

本市の森林面積は、73,409ha で市総面積の 84.6%にあたり森林資源に恵まれている。森林面積の 87.2%を占める民有林 64,039ha のうち人工林は 51.0%の 32,672ha となっており、そのうち標準伐期齢以上のスギ・ヒノキの森林は 78.0%の 20,287ha に達し、大部分が木材利用可能な森林となっている。

民有林の 38.5%にあたる 24,677ha の森林は、延岡地区森林組合を主体とした森林経営計画策定森林であり、造林、下刈り、除間伐の施業が実施されている。しかし、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化による経営意欲の減退により手入れの行き届いていない森林が散見される。また、相続登記が行われず、所有者不明となった森林や、地籍調査が未完のため境界が不明確な森林の存在により、森林の集約が困難な場合が多く施業の妨げとなっている。

4 森林経営管理の基本的な考え方

市では、第1に森林所有者による施業を森林経営計画の策定を通じて促すこととする。しかし、経営管理が行われていない森林で、森林の有する災害防止機能が求められる区域や、水資源の低下及び生態系崩壊の発生が危惧される区域において、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

－ 経営管理が行われていないおそれがある森林の基準の目安 －

樹齢等	状 態
1 齢級 (1～5 年生)	○造林届に基づいて植栽したにもかかわらず、造林届に記載された植栽本数に比べて残存本数が減り、造林届に記載された植栽本数のおおむね 75%以下等、このままでは成林しないおそれがある場合 ○下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧されている場合
2～4 齢級 (6～20 年生)	○除伐等が不十分であり、植栽木が植栽木以外の樹木等に被圧されている場合
5～標準伐期齢 (21 年生～)	○間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から 10 年以上経過するなど、延岡市森林整備計画に定められた標準的な施業方法を実施しておらず、林分が過密化している場合
標準伐期齢以上	○最後に行った間伐から 15 年以上経過するなど、延岡市森林整備計画に定められた標準的な施業方法を実施しておらず、林分が過密化している場合

意向調査は、15 年を目途に対象森林の調査を完了するよう計画するが、地籍調査が完了した地域から順次行う。また、意向調査や森林の適切な経営管理に欠かせない森林境界の明確化については、地籍調査が未実施の地域においてリモートセンシングを活用し実施する。

以上を踏まえ、森林所有者による施業が困難な森林のうち生産林（経済林）については、森

地籍調査の状況

1 地域別整備実績

地 区	要調査面積 (k m ²)	完了面積 (k m ²)	進捗率 (%)
延 岡	265.04	64.56	24.4
北 方	153.86	65.96	42.9
北 浦	103.55	99.18	95.8
北 川	239.25	171.77	71.8
計	761.70	401.47	52.7

2 地帯別の整備実績

	要調査面積 (k m ²)	完了面積 (k m ²)	進捗率 (%)
DID	20.64	4.27	20.7
宅 地	40.72	5.05	12.4
農 地	71.37	25.69	36.0
林 地	628.97	366.46	58.3
計	761.70	401.47	52.7

林組合等が登録している「ひなたのチカラ林業経営者」による経営管理を促すとともに、環境林（非採算林）については、森林経営管理制度を通じて、市が主体的に整備を進める。その際、市が整備した場合は、延岡市森林整備計画のゾーニングを「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」に位置づけ、標準伐期齢の2倍または、施業時伐期齢に10年延長する林齢のいずれか長い林齢まで主伐はできないものとする。

なお、森林所有者自らが市に管理を申し出た場合は、人工林を対象として、森林の所在、森林面積、樹種、林齢を考慮し、他の人工林と合算し5ha程度のまとまりとなった場合は、経営管理権の設定を検討する。ただし、森林経営計画の策定を優先する。

5 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 対象森林として除外する森林

- ・森林経営計画策定森林
- ・森林経営計画策定候補森林
- ・県有林・県行造林
- ・市有林・市行造林
- ・国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター森林
- ・一般社団法人 宮崎県林業公社森林
- ・森林組合森林
- ・生産森林組合森林
- ・会社法人が所有する森林
- ・保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

イ 対象森林の絞り込み

- ・5の(1)のアに該当しない森林の中から、地籍調査又は森林境界明確化事業^{※1}で森林所在が明らかな地域から意向調査地域を絞り込むため次の各号により優先順位を決定します。

(ア) ハザードマップにより土砂災害危険区域に指定される区域を含む森林のある地域

(イ) 防災減災機能の向上が必要とされる森林のある地域

(ウ) 水資源の低下及び生態系崩壊の発生が危惧される森林のある地域

※1 森林境界明確化事業は、地籍調査の完了していない地域の中から、生産森林組合や財産区などの組織で管理していない森林の地域から順次行い、地域調査と連携してすべての森林の境界を明確にする。

ウ 対象森林への追加

森林経営計画策定森林において、森林所有者から経営管理の申し出があった森林にあつては、森林経営計画策定者と協議し、意向調査を実施すべきか決定する。

(2) 意向調査対象森林面積等

ア 意向調査対象森林（人工林）

10,497ha

イ 意向調査対象森林の位置 …… 別紙図面のとおり

(3) 意向調査のスケジュール

意向調査は、優先度の高い地域から始める。

調査方法は、林地台帳に搭載された山林の権利者又は管理者に郵送により行い、在村者にあつては、戸別訪問し調査票を回収する。

6 意向確認後の森林経営管理の方針

森林経営管理権を設定する場合は、対象森林を明確にした上で行う。

(1) ひなたのチカラ林業経営者が経営管理する場合

- ① 現地調査の結果、林業経営に適すると判断した場合は、ひなたのチカラ林業経営者に紹

介し、経営管理実施権配分計画の提出を求める。

- ② 経営管理実施権配分計画の提出があった場合は、選定委員会を開催し再委託先を決定、する。
- ③ ひなたのチカラ林業経営者が行う森林管理は、循環型林業（伐採→造林→下刈り→除伐）または、除伐・間伐とする。

（２）市が経営管理する場合

- ① 現地調査の結果、林業経営に適さないと判断した場合は、市が森林を管理する。
- ② 市が行う森林管理は、原則として除伐・間伐とする。
- ③ 市が森林を整備した場合は、延岡市森林整備計画のゾーニングを「山地災害防止／土壌保全機能維持増進林」に位置づけ、標準伐期齢の２倍または、施業時伐期齢に１０年延長する林齢のいずれか長い林齢まで主伐できないこととする。その際、公益的機能森林とわかる看板を設置する。
- ④ 市が施業を実施した森林で収益が発生した場合（事後の収益も含む。）は、森林環境譲与税基金に積み立てる。収益が施業に要した経費を上回る場合は、森林所有者に配分することができる。

７ 森林経営管理制度と森林環境譲与税との関係

市が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理、市民への制度周知などによる経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、予算の範囲内で実施する。

８ 森林経営管理計画の策定

延岡市森林経営管理制度推進方針に基づき、５ヶ年間を１期とした延岡市森林経営管理計画を策定し、意向調査の実施地域を定める。

ただし、第１期の管理計画については、令和２年度から令和３年度の期間で計画を策定する。